

経営者保険に関するアンケート

会社の経営者が取引先、従業員、顧客などから個人として損害賠償を請求される事例が増えています。

賠償リスクによって前向きな経営判断が萎縮すると、企業の発展を阻害してしまいます。会社役員の第三者に対する責任は、会社法で民法上の責任よりも強化されています。(会社法429条第1項)そこで、賠償リスクに備える保険の必要性が高まってきています。

ご協力
ください!



Q1

貴社の経営者が取引先や従業員などから賠償責任を問われた場合の補償はありますか?

事 例

- (例1) 取引先への製品供給を停止したことが契約上の義務に違反し、取引先から余分に発生した調達コスト、逸失利益など損害賠償を求める訴訟を起こされた。
(例2) パワハラを受け精神的苦痛を被ったとして、従業員から慰謝料を求める訴訟を起こされた。
これらのケースにおいて、会社と役員個人の両方を訴えてくることが想定されます。

Q2

上記の責任を問われた場合の弁護士費用が役員個人の負担となることをご存じですか?

解 説

中小企業においては、これらのケースで会社と役員個人の両方を訴えてくることが想定されます。役員個人が訴えられた場合の弁護士費用は、利益相反の観点から役員個人が負担するのが原則です。また、役員個人が負担した弁護士費用は、裁判で勝訴した場合でも、原則として原告側に請求することはできません。

Q3

貴社の経営者が、退職後や死亡した後に、取引先や従業員などから訴えられるリスクに備えていますか?

解 説

経営者が負っている第三者責任は、民法の規定により少なくとも5年間に及びます。また、死亡した後に訴訟が提起された場合、相続人がその責任を負うことになります。経営者本人が存命でないと、訴訟をすすめていくにあたっても不利な状況に陥ります。

回答欄

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | はい |
| <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ |
| <input checked="" type="checkbox"/> | わからない |
| <input checked="" type="checkbox"/> | はい |
| <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ |
| <input checked="" type="checkbox"/> | わからない |
| <input checked="" type="checkbox"/> | はい |
| <input checked="" type="checkbox"/> | いいえ |
| <input checked="" type="checkbox"/> | わからない |

Q4

このようなリスクに対応できる 会社役員賠償責任保険について、 加入を検討されていますか。

解説

会社役員賠償責任保険は、このようなリスクから役員の個人資産と家族を守る有効な手段であり、会社が役員のために加入する保険です。
会社が負担した保険料は、会社の経費として（損金）計上することができます。



はい



いいえ



わからない

Q5

このようなリスクに対応できる 経営者保険があることをご存じですか。 また、詳しいご説明を希望されますか？

解説

経営者は、日々、難しい経営判断を迫られています。会社のために行った経営判断について、重い個人責任を問われる事態も想定されます。
AIG損保の「経営者大型総合保障制度総合型Vプレミアム マネジメントガード®」のご案内を通じて、重責を担う中小企業の経営者が抱える課題の解決を支援しています。



はい



いいえ

ご回答ありがとうございました。

ご回答内容に応じてより詳しい情報や関連情報をお届けします。

- 経営者大型総合保障制度は法人会/納税協会の会員のみが加入できる制度です。
- 法人会/納税協会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、以後の保険料の引き上げや保障内容の変更（損保部分の保険金額の減額や解約）などのお取扱いとなることがあります。
- ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 経営者大型総合保障制度の取扱者は、大同生命の生命保険募集人でもあり、AIG損保の損害保険募集人でもあります。
 - ・生命保険募集人：大同生命の生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、生命保険契約締結の代理権はありません。
したがって、生命保険契約は、お客さまからの生命保険契約のお申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。
 - ・損害保険募集人：AIG損保の損害保険募集人は、AIG損保の損害保険契約締結の代理権を有しています。
- マネジメントガード®（会社役員賠償責任補償特約）はベーシック傷害保険の特約で、AIG損保の登録商標です。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>